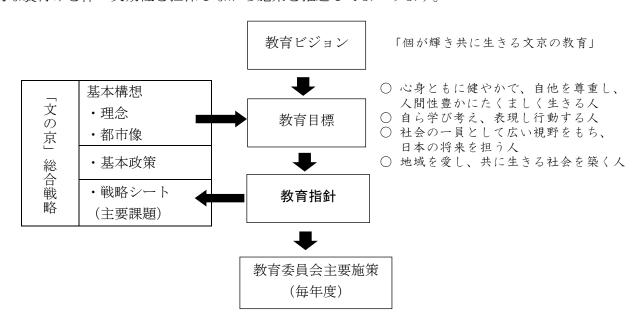
文京区教育委員会教育指針

1 教育指針の位置づけ

文京区教育委員会教育指針は、本区の教育の施策全体の方向性を示すものです。本指針に則って、毎年度、推進すべき施策を「主要施策」として定め、着実に取り組んでまいります。

また、重要性・緊急性の高い主要課題については、「文の京」総合戦略と整合を図り、財政的な裏付けを伴い実効性を担保しながら施策を推進してまいります。



2 教育指針

(1)教育指針の基本的な視点

視点1

持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り 手の育成

持続可能な社会を切り拓く新たな未来の創り手を育成するため、様々な教育活動の中で答えが一つではない課題に向き合うなどしながら、他者と協働しつつ創造的に生きていくための資質・能力を育みます。

視点3

地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための 連携・協働

学校と地域をつなぐコミュニティ・スクールなど様々な取組の活動状況を踏まえ、学校(園)・家庭・地域のほか、関係機関を含めた連携がより一層推進され、地域ぐるみで子どもの教育に取り組めるよう施策を推進していきます。

視点2

学校教育における知・徳・体のバランスのと れた力の育成

知・徳・体のバランスのとれた、子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の増進」に向けた取組を行います。また、「保・幼・小・中の連携・接続」や「特別支援教育」を推進します。

視点4

子どもの学びを保障する教育環境

子どもたちを取り巻く教育環境を整備するため、学校教育を担う教員の資質・能力向上や教育活動に専念できる工夫、安全・安心な学校(園)生活を送るための防災・防犯に関する危機管理体制の整備や学校施設の整備、子どもたちの課題に対する専門的アプローチなど、多岐にわたる取組を実施します。

(2)教育指針の体系

視点1 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成

(1)新しい未来に向けた教育活動の推進

- ①コミュニケーション能力に富み、他者と協働する力や自律的に判断する力、自己実現を図る力など、自らの手で未来を切り拓く力を育てます。
- ②Society5.0における社会や科学技術の進展に貢献できるよう、ICTやAI等の先端技術を活用した学びに必要な基盤を整備し、理数教育の充実や個に応じたきめ細やかな指導を進めます。
- ③これからの国際社会で活躍していけるよう、英語教育や国際理解教育、プログラミング教育等の充実を図ります。
- ④様々な教育活動を通じ、年齢の違う人、障害のある人、高齢者、外国人など異なる文化や意識、価値観等をもった人々との交流を進め、共に生きるための豊かな心と行動力を育みます。
- ⑤地域への理解と愛着を深め、地域活動への参加を促すなど、子どもたちが将来、地域の一員としての役割と責任を自覚し、行動できる取組を進めます。

視点2 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成

(1)確かな学力の定着

- ①知識や技能を習得し、思考力・判断力・表現力等の能力、主体的に取り組む態度などバランスよく育成する教育活動を進めます。
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じ、知的好奇心をもって自ら進んで学習に取り組むとともに、これからの社会を牽引できるよう、将来にわたって学び続ける姿勢を身に付ける教育活動を進めます。
- ③すべての児童・生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得・活用できるよう、一人ひとりの個性や能力に応じた最適な教育活動を進めます。

(2)豊かな人間性の育成

- ①多様化する社会において、自他の違いを認め、一人ひとりの個性を尊重しながら、いじめの未然防止や男女平等などの人権教育や心の教育、いのちの教育を進めます。
- ②家庭や地域社会との連携を図りながら、社会の一員としての規範意識、倫理観やすべての人への思いやりの心、生命を尊重し自然を慈しむ心をもつ子どもを育てる取組を進めます。
- ③我が国や文の京等の伝統や文化を尊重するための教育を充実させ、体験活動を重視した学習活動を展開します。

(3)健康・体力の増進

- ①子どもたちの基礎的な体力・運動能力を向上させるとともに、健康づくり・体力づくりの基本的習慣を身に付ける取組を推進します。
- ②体に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、食育を推進し、体力向上、健康維持への意識の啓発に努めます。
- ③子どもたちの基本的生活習慣を確立し、健康でたくましい心と体を養うため、家庭への意識啓発活動を行い、学校・園と家庭が連携した取組を進めます。
- ④子どもたちの身の回りに潜む危険や交通事故・自然災害などから自らの身を守る力を育てます。

(4) 保・幼・小・中の連携・接続

- ①保育園·幼稚園·小学校·中学校の円滑な接続の実現に向け、幼児·児童·生徒、教職員、保護者等の相互交流の機会の充実を図ります。
- ②地域で子どもを育てる意識を醸成するため、地域とのかかわり合いをもつ取組を進めます。
- ③子どもたちの「育ち」と「学び」の適時性を踏まえたうえで、連続性を重視した教育活動が展開されるよう、教育課程の充実を図ります。
- ④教員・保育士間の相互理解を深め、保・幼・小・中連携教育の指導が充実するよう、研修・連携体制の充実を図ります。
- ⑤小中連携教育の推進のため、隣接する等の条件が整っている場合には、改築等を行う際に一体的な整備について検討します。

(5)特別支援教育

- ①共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育を推進し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に 教育を受けられる環境を整えていきます。
- ②特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の指導に携わる教員の専門性向上等のための支援の充実を図ります。
- ③通常の学級に在籍する特別な支援が必要な幼児・児童・生徒一人ひとりの学びを十分に確保するとともに、その能力を最大限に伸ばし、自立して社会に参加できるよう、幼児・児童・生徒の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を進めます。
- ④障害のない子どもたちが、障害や人間の多様性を正しく理解した上で共に社会生活を送っていけるよう、交流や体験活動等を通して障害者 理解教育を進めます。
- ⑤特別支援教育の推進に対する区民の理解促進、障害者理解の推進に努めます。

視点4 子どもの学びを保障する教育環境

(1)教員の資質・能力向上、教育に専念できる工夫

- ①教員の経験や能力、職層に応じた研修等の充実を図るなど、計画的・系統的な教員の育成に取り組みます。
- ②教員が子どもと向き合う時間を確保するため、ICT等を活用した校務の効率化を図るとともに、業務のスリム化、アウトソーシングなどにより改善・見直しを図ります。
- ③地域内外の人材を活用し、教員の人材育成や校務のサポートを行い、教員の負担軽減を図ります。
- ④子どもたちにとって質の高い教育環境を整備するために、教員の働き方改革を推進します。

(2) 安全・安心な学校生活のための危機管理体制

- ①交通事故や不審者等の身の危険から子どもたちを守るため、ハード・ソフト両面からの見守り体制を整備します。
- ②緊急時に迅速で的確な対応が図れるよう、警察、近隣自治体等の関係機関及び保護者、地域住民等と連携した学校・園の安全体制づく りに努めます。
- ③子どもたちが自らの身を守り、また、周りの人々を助けることができるよう、発達段階に応じた体系的な安全教育を行います。

(3) 子どもたちの課題に対する専門的アプローチ

- ①教育センターを拠点とする総合相談体制を整備し、いじめ等の問題行動や不登校、集団不適応等の予防・早期発見・早期対応に努め、解消につなげるための取組を充実します。
- ②教育分野の知識に加え、心理・社会福祉等の専門的な知識・技術を有する人材を活用した相談・支援体制を充実します。
- ③区内の保育園、幼稚園、育成室、児童館等へ心理士等の専門職が訪問して、保育者や保護者等の保育・子育てを支援します。

(4) 学校運営に適した学校規模

- ①小学校においては、当面現在の学校数(20 校)を維持した上で、1学年複数学級の安定的な確保を目指し、各校の学校規模の平準化を 図ります。
- ②中学校においては、当面現在の学校数(10校)を維持した上で、生徒数300人を安定的に確保できる学校規模を目指します。
- ③教育活動の充実や、学校情報の積極的な発信に努め、子どもや保護者だけでなく、地域住民からも愛され、期待されるよう、各校の創意 工夫を生かした魅力と特色ある学校・園づくりを推進します。
- ④学級定数に関する国や都の動向や近年顕著な増加傾向にある年少人口の動向を見据えた施設面の対応を図るとともに、将来予測において人口動態に変化が生じた場合には、適正な学校数について検証し、統合も含めた検討を行います。

(5) 学校施設等の整備

- ①老朽化した学校施設の改築・改修については、施設の状況による緊急度等を考慮し、計画的に順次実施していきます。
- ②学校施設の整備にあたっては、安全で快適な環境を確保するとともに、バリアフリー化を推進します。また、自然エネルギーの活用など地球環境にも配慮していきます。
- ③ICT機器を活用した質の高い教育環境を提供できるよう、学習指導要領等に対応した設備や学習機器の整備を推進します。
- ④地域施設としての学校の役割を考慮し、防災拠点としての機能の充実を図るとともに、区の施設との複合化など、地域の特性に応じた特色ある学校施設の整備を進めます。
- ⑤校地の有効活用のため、隣接する等の条件が整っている場合には、改築等を行う際に一体的な整備について検討します。
- ⑥施設の改築·改修計画に合わせ、その時々の保育所待機児童数等の状況を総合的に考慮の上、区立幼稚園の認定こども園化を進めます。

視点3 地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働

(1)家庭・地域と連携した学校・園づくり

- ①学校と地域をつなぐ制度・組織を活用し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。
- ②区内大学・NPO等の社会的資源を活用した協働による学校支援の取組を進め、地域力の強化につなげます。
- ③保護者や地域住民に対する学校教育活動に関する情報の積極的な発信を進め、学校支援組織についての周知及び連携意識の啓発を行い、 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し行動できるための取組を進めます。
- ④地域人材の発掘、育成や地域団体等との連携強化などを通じ、支援を必要とする学校と地域をつなぐための取組を進めます。

(2)家庭教育への支援

- ①子どもの発達段階に応じたかかわり方や、多様化する家庭が抱える様々な課題への対応方法など、親と子の育ちを支えるための学習機会の充実を図ります。
- ②子育て世帯が社会で孤立しないよう、多様な主体や幅広い世代の人々がかかわり合う機会を設け、子育て家庭のネットワークを広げるための支援を強化します。
- ③区立幼稚園等において、様々な子育て支援のための取組を実施し、地域における幼児教育の中心的役割を担うとともに、「親と子の育ちの場」としての役割を果たしていきます。

(参考) 用語説明

箇所	用語	説明文
視点 1	持続可能な社会	持続可能な開発を促進していくことによって実現できると想定される社会のあり方を「持続可能な社会」と考えることができる。 ※持続可能な開発目標 (SDGs) …2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までの国際目標。貧困対策や気候変動、生物多様性、ジェンダーなど、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるための17 のゴール・169 のターゲットから構成される。
視点 1 (1)②	Society 5.0	情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すもので、国が目指すべき未来社会の姿として提唱。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。 ※Society1.0~4.0…狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)
視点 1 (1)② 視点 4 (1)②	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術)の略。情報技術によるコミュニケーション活用も含めた情報通信関連技術のこと。
視点 1 (1)②	ΑΙ	Artificial Intelligence (人工知能)の略。大まかには「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と説明されているものの、その定義は研究者によって異なっている状況にある。
視点 1 (1)③	プログラミング 教育	子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、「プログラミング的思考」を育成し、コンピュータを活用できる知識・技能や物事を論理的に考えたり、より良い人生や社会づくりに生かそうとする態度を養うこと。プログラミング教育を通じて、児童がおのずとプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりすることは考えられるが、それ自体を、ねらいとはしない。※プログラミング的思考…自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のこと。
視点 2 (5)	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や支援を行うもの。平成19年から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものとされている。
視点 2 (5)①	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。
視点 2 (5)①	インクルーシブ 教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとされている。 ※インクルーシブ(inclusive)…日本語で「包容する」と訳される。

※用語説明は、文部科学省や東京都教育委員会などの資料を参考に作成しています。